## 救急車の適正利用にご協力をお願いします

## ~ 救える命を救うために~



消防組合では、緊急の怪我や病気から大切な命を守るため24時間体制で救急車を運用しています。

軽い症状でも救急車を利用する人が増えています。

このことにより、本当に救急車を必要とする事故が 発生した場合、救急車の到着が遅れ救うことのできる 命が救えなくなるおそれがあります。

119番通報する前に本当に救急車が必要か、自家用車やタクシーなど利用できないか考えてみてください。

<u>但し傷病者の様子や事故の状況などから、急いで病院へ連れて行ったほうがよいと思っ</u>た時には迷わず119番通報をしてください!!

※ 症状は軽微だが「どこの病院にいけばよいのかわからない」等につきましては、下記の 相談窓口がありますのでご活用ください。

救急医療情報センター

048-824-4199

(24時間対応)

電話で受診可能な医療機関をご案内します。

- ●休日・夜間などで、どこで診てもらればよいのかわからない
- ●救急車を呼ぶほどではないが、早急に受信した い

埼玉県小児救急電話相談

#8000

または

048-833-7911

- ●月曜日~土曜日 午後7時から翌朝7時まで
- ●日曜日·祝祭日·年末年始

午前9時から翌朝7時まで

祝祭日及び日曜日当直病院案内

048-981-0119

(24時間対応)

●音声アナウンスにて当直病院情報を提供して います。 吉川松伏消防組合指令室

048-982-3931

(24時間対応)

●問い合わせいただければ、当直病院情報などの 病院情報をお知らせします。

平成25年中の救急出動件数(吉川市・松伏町)3,719件(1日平均10件) 平成25年中の病院搬送人員(吉川市・松伏町)3,325人(軽症1,793人 約54%)

救急車を本当に必要とする人のために、皆さんのご理解とご協力をお願いします。